

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第9号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和56年鳥取県規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（准看護師免許証の様式）</p> <p>第3条 法第12条第5項に規定する准看護師免許証は、様式第2号のとおりとする。</p> <p>（准看護師籍訂正申請書の様式）</p> <p>第4条 政令第3条第2項の規定による准看護師籍の訂正の申請は、様式第3号による申請書を提出して<u>しなければならない。</u></p> <p>（准看護師免許証書換え交付申請書の様式）</p> <p>第7条 政令第6条第2項の規定による准看護師免許証の書換え交付の申請は、様式第6号による申請書を提出して<u>なければならない。</u></p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">准看護師免許証</p><p style="text-align: center;">本籍地都道府県名（国籍）</p><p style="text-align: center;">氏名</p><p style="text-align: right;">年 月 日生</p><p>保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により准看護師の免許を与える</p><p>よってこの証を交付する</p><p style="text-align: center;">年 月 日</p></div>	<p>（准看護師免許証の様式）</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する准看護師免許証は、様式第2号のとおりとする。</p> <p>（准看護師籍訂正申請書の様式）</p> <p>第4条 政令第3条第3項に規定する准看護師籍の訂正の申請書は、様式第3号による<u>ものとする。</u></p> <p>（准看護師免許証書換え交付申請書の様式）</p> <p>第7条 政令第6条第3項に規定する准看護師免許証の書換え交付の申請書は、様式第6号による<u>ものとする。</u></p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">准看護師免許証</p><p style="text-align: center;">本籍地都道府県名（国籍）</p><p style="text-align: center;">氏名</p><p style="text-align: right;">年 月 日生</p><p>保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により准看護師の免許を与える</p><p>よってこの証を交付する</p><p style="text-align: center;">年 月 日</p></div>

職 氏名 印	職 氏名 印
准看護師籍登録年月日 年 月 日	
准看護師籍登録番号 第 号	登録番号 第 号

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。